

令和 7 年第 2 回
対馬市議会定例会議案



対 馬 市

目 次

議案第37号	令和7年度対馬市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第38号	対馬市厳原自動車教習場条例の一部を改正する条例	3
議案第39号	対馬市総合計画等審議会条例の一部を改正する条例	5
議案第40号	対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第41号	対馬市水道条例の一部を改正する条例	9
議案第42号	対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について	11
議案第43号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（竹敷港）	13
議案第44号	財産の取得について	19

議案第 3 8 号

対馬市厳原自動車教習場条例の一部を改正する条例

対馬市厳原自動車教習場条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 教習料の表を次のように改める。

2 教習料

区分	車種	所持免許	教習時 限	入所手数 料	料金		備考
					昼間	夜間	
技能	普通車 （A T 限定）	初心者	3 1	6 , 7 7 0 円	1 4 5 , 6 7 0 円	1 6 0 , 5 2 0 円	消費税を 含む。1 時限は、 5 0 分と する。
		自二	2 9	6 , 7 7 0 円	1 3 5 , 1 2 0 円	1 4 4 , 1 7 0 円	
		大特装輪	2 3	6 , 7 7 0 円	1 0 7 , 8 6 0 円	1 1 9 , 0 5 0 円	
		仮免許保 有	1 7	5 , 1 0 0 円	7 9 , 5 6 0 円	8 8 , 0 5 0 円	
	普通二 輪車（ 小型）	初心者	1 2	5 , 1 0 0 円	3 9 , 9 3 0 円	3 9 , 9 3 0 円	
		普通	1 0	5 , 1 0 0 円	3 3 , 2 6 0 円	3 3 , 2 6 0 円	

	普通審査	普通 A T 限定	4	5, 1 0 0 円	1 7, 3 4 0 円	1 9, 3 6 0 円
学科	普通車 (A T 限定)	初心者	3 2		4 5, 6 1 0 円	4 5, 6 1 0 円
		自二	2		2, 8 4 0 円	2, 8 4 0 円
		大特装輪	3		4, 2 7 0 円	4, 2 7 0 円
		仮免許保有	1 7		2 4, 2 4 0 円	2 4, 2 4 0 円
	普通二輪車 (小型)	初心者	3 2		4 5, 6 1 0 円	4 5, 6 1 0 円
		普通	1		1, 4 3 0 円	1, 4 3 0 円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の対馬市厳原自動車教習場条例の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 39 号

対馬市総合計画等審議会条例の一部を改正する条例

対馬市総合計画等審議会条例（平成 16 年対馬市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 35 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 産業団体に属する者
- （2） 教育機関に属する者
- （3） 金融機関に属する者
- （4） 労働団体に属する者
- （5） 行政機関に属する者
- （6） 公募により選任された者
- （7） その他市長が必要と認める者

第 3 条を次のように改める。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

4 審議会は、必要に応じて学識経験者及び関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 0 号

対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成 1 6 年対馬市条例第 4 2 号) の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分		報酬額	旅費額
監査委員	知識経験者	月額 1 0 4 , 0 0 0 円	対馬市職員の旅費に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 0 号）に規定する副市長及び教育長相当額

」を

「

区分		報酬額	旅費額
監査委員	代表監査委員	月額 1 1 7 , 8 0 0 円	対馬市職員の旅費に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 0 号）に規定する副市長及び教育長相当額
	監査委員 (知識経験者)	月額 1 0 4 , 0 0 0 円	

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和 7 年 7 月 1

日から適用する。

令和 7 年 6 月 2 7 日 提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 1 号

対馬市水道条例の一部を改正する条例

対馬市水道条例（平成 1 6 年対馬市条例第 2 0 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者又は他の管理者が同項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 2 号

対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について

対馬ふるさと伝承館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所 在	名 称	
対馬ふるさと 伝承館	対馬市厳原 町内山 274 番地	株式会社K-Code 代表取締役 阿比留 幸輝	令和 7 年 10 月 1 日か ら令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 4 3 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(竹敷港)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 7 日

対馬市長 比田勝 尚喜

位 置	面積(平方メートル)	編入する区域
対馬市美津島町洲藻字ミシカ 9 0 2、9 0 3、9 0 5 及び 1 0 0 0－4 に隣接する道路地先並びに 9 0 2 及び 9 0 5 に隣接する水路に隣接する道路地先	2 5 7 . 2 5	字ミシカ

竣 功 認 可 書

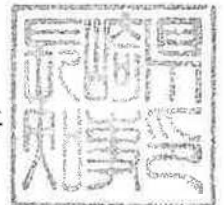
長 崎 県

令和 6 年 10 月 17 日付けで申請があった竹敷港における公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項に基づき下記のとおり認可する。

令和 7 年 3 月 7 日

竹敷港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾



記

1. 埋立の場所

2 工区：対馬市美津島町洲藻字ミシカ 1000 番 4 に接する道路から 910 番イ第 2 に接する無番地に至る地先公有水面

2. 埋立地の用途

道路用地及び道路関連用地

3. 竣功面積

257.25 平方メートル

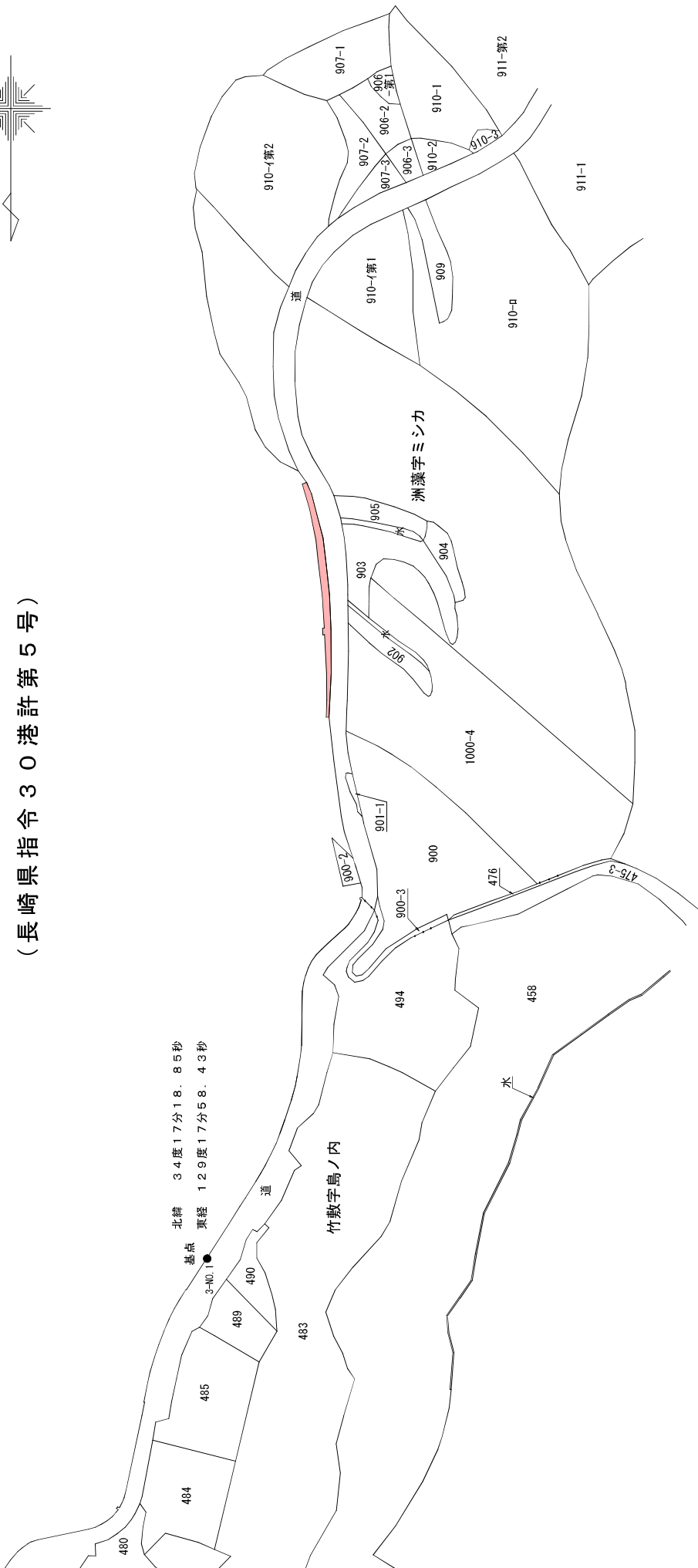
位置図



竹敷港埋立地竣功認可字図

対馬市美津島町洲藻

(長崎県指令30港許第5号)

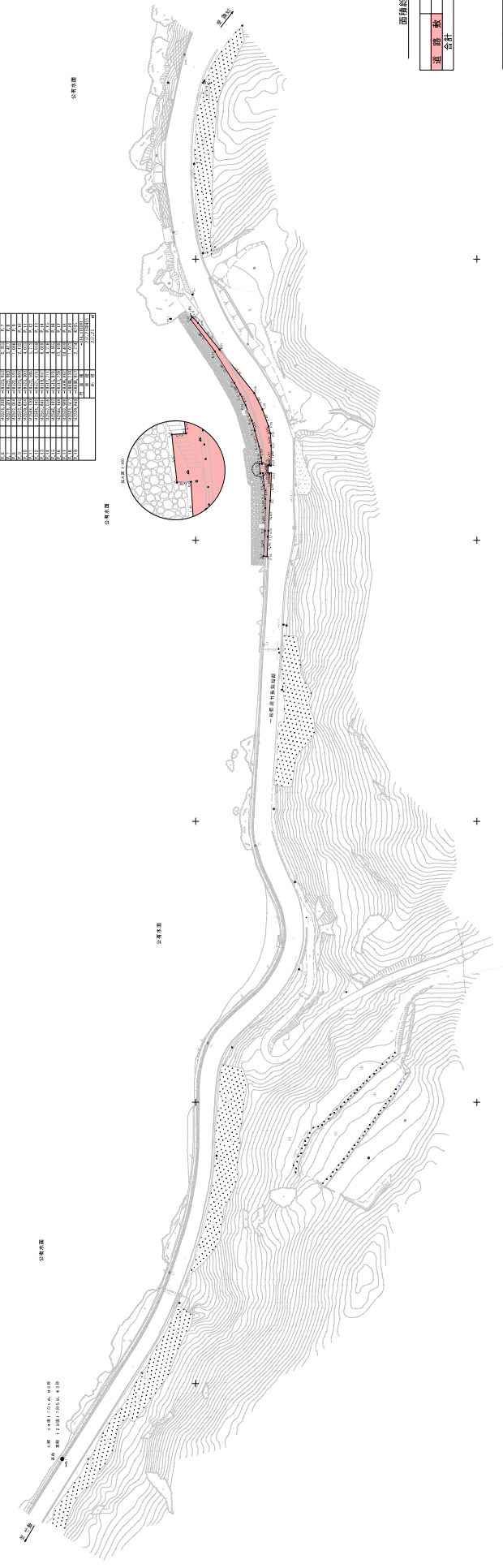


複写場所	長崎地方支局 対馬支局
複写人氏名	長崎県対馬振興局道路課 山川賢太郎

工事名	竹敷港埋立地竣功認可
施工位置	対馬市美津島町洲藻
図面種類	字 図
縮 尺	
長 崎 県	1 / 3

竹敷港埋立地竣功認可求積平面図
 対馬市美津島町洲藻
 (長崎県指令30港計第5号)

区画番号	区画名称	面積(㎡)	容積(㎡)	高さ(㎡)	備考
1	埋立地	257.25	257.25	1.000	
2	埋立地	257.25	257.25	1.000	
3	埋立地	257.25	257.25	1.000	
4	埋立地	257.25	257.25	1.000	
5	埋立地	257.25	257.25	1.000	
6	埋立地	257.25	257.25	1.000	
7	埋立地	257.25	257.25	1.000	
8	埋立地	257.25	257.25	1.000	
9	埋立地	257.25	257.25	1.000	
10	埋立地	257.25	257.25	1.000	
11	埋立地	257.25	257.25	1.000	
12	埋立地	257.25	257.25	1.000	
13	埋立地	257.25	257.25	1.000	
14	埋立地	257.25	257.25	1.000	
15	埋立地	257.25	257.25	1.000	
16	埋立地	257.25	257.25	1.000	
17	埋立地	257.25	257.25	1.000	
18	埋立地	257.25	257.25	1.000	
19	埋立地	257.25	257.25	1.000	
20	埋立地	257.25	257.25	1.000	
21	埋立地	257.25	257.25	1.000	
22	埋立地	257.25	257.25	1.000	
23	埋立地	257.25	257.25	1.000	
24	埋立地	257.25	257.25	1.000	
25	埋立地	257.25	257.25	1.000	
26	埋立地	257.25	257.25	1.000	
27	埋立地	257.25	257.25	1.000	
28	埋立地	257.25	257.25	1.000	
29	埋立地	257.25	257.25	1.000	
30	埋立地	257.25	257.25	1.000	
31	埋立地	257.25	257.25	1.000	
32	埋立地	257.25	257.25	1.000	
33	埋立地	257.25	257.25	1.000	
34	埋立地	257.25	257.25	1.000	
35	埋立地	257.25	257.25	1.000	
36	埋立地	257.25	257.25	1.000	
37	埋立地	257.25	257.25	1.000	
38	埋立地	257.25	257.25	1.000	
39	埋立地	257.25	257.25	1.000	
40	埋立地	257.25	257.25	1.000	
41	埋立地	257.25	257.25	1.000	
42	埋立地	257.25	257.25	1.000	
43	埋立地	257.25	257.25	1.000	
44	埋立地	257.25	257.25	1.000	
45	埋立地	257.25	257.25	1.000	
46	埋立地	257.25	257.25	1.000	
47	埋立地	257.25	257.25	1.000	
48	埋立地	257.25	257.25	1.000	
49	埋立地	257.25	257.25	1.000	
50	埋立地	257.25	257.25	1.000	
51	埋立地	257.25	257.25	1.000	
52	埋立地	257.25	257.25	1.000	
53	埋立地	257.25	257.25	1.000	
54	埋立地	257.25	257.25	1.000	
55	埋立地	257.25	257.25	1.000	
56	埋立地	257.25	257.25	1.000	
57	埋立地	257.25	257.25	1.000	
58	埋立地	257.25	257.25	1.000	
59	埋立地	257.25	257.25	1.000	
60	埋立地	257.25	257.25	1.000	
61	埋立地	257.25	257.25	1.000	
62	埋立地	257.25	257.25	1.000	
63	埋立地	257.25	257.25	1.000	
64	埋立地	257.25	257.25	1.000	
65	埋立地	257.25	257.25	1.000	
66	埋立地	257.25	257.25	1.000	
67	埋立地	257.25	257.25	1.000	
68	埋立地	257.25	257.25	1.000	
69	埋立地	257.25	257.25	1.000	
70	埋立地	257.25	257.25	1.000	
71	埋立地	257.25	257.25	1.000	
72	埋立地	257.25	257.25	1.000	
73	埋立地	257.25	257.25	1.000	
74	埋立地	257.25	257.25	1.000	
75	埋立地	257.25	257.25	1.000	
76	埋立地	257.25	257.25	1.000	
77	埋立地	257.25	257.25	1.000	
78	埋立地	257.25	257.25	1.000	
79	埋立地	257.25	257.25	1.000	
80	埋立地	257.25	257.25	1.000	
81	埋立地	257.25	257.25	1.000	
82	埋立地	257.25	257.25	1.000	
83	埋立地	257.25	257.25	1.000	
84	埋立地	257.25	257.25	1.000	
85	埋立地	257.25	257.25	1.000	
86	埋立地	257.25	257.25	1.000	
87	埋立地	257.25	257.25	1.000	
88	埋立地	257.25	257.25	1.000	
89	埋立地	257.25	257.25	1.000	
90	埋立地	257.25	257.25	1.000	
91	埋立地	257.25	257.25	1.000	
92	埋立地	257.25	257.25	1.000	
93	埋立地	257.25	257.25	1.000	
94	埋立地	257.25	257.25	1.000	
95	埋立地	257.25	257.25	1.000	
96	埋立地	257.25	257.25	1.000	
97	埋立地	257.25	257.25	1.000	
98	埋立地	257.25	257.25	1.000	
99	埋立地	257.25	257.25	1.000	
100	埋立地	257.25	257.25	1.000	



面積計算表	
埋立地	257.25 ㎡
合計	257.25 ㎡

工事名称	竹敷港埋立地竣功認可
施工年度	対馬市美津島町洲藻
図面種類	求積平面図
縮尺	1:500
図面番号	3/3

対馬市美津島町洲藻
 竹敷港埋立地竣功認可
 求積平面図
 縮尺 1:500
 図面番号 3/3

議案第 4 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | | |
|---|--------|---|-----|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車 | 1 台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 取得金額 | 2 7 , 3 9 0 , 0 0 0 円 | |
| 4 | 取得の相手方 | 住所 福岡県福岡市博多区東那珂 1 丁目 1 8 番 6 号
氏名 (株) ヤナセファイテック
代表取締役 合 家 崇 | |

[illegible]

議案第44号 財産の取得について

取得する財産	消防ポンプ自動車 1 台
取 得 金 額	一金 2 7, 3 9 0, 0 0 0 円
取得の相手方	福岡県福岡市博多区東那珂 1 丁目 1 8 番 6 号 (株) ヤナセファイテック 代表取締役 合 家 崇
納 入 期 限	令和 8 年 3 月 3 1 日 (火) 限り
納 入 場 所	対馬市消防団 豊玉第 1 分団庫 (対馬市豊玉町仁位 1 4 7 3 番地 2)
備 品 内 記	消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 1 台 シャシー 3 t 級消防専用ダブルキャブオーバー型 規格取付品 取付品及び取付装置・吸水器具・放水器具 その他特殊機装・その他付属品